

国際税務

移転価格税制の論点(上) — 裁判例を中心として

Contents

1. 独立企業間価格算定方法の優先順位(及び立証責任)
2. 準ずる方法(準ずる方法と同等の方法)の要件(及び立証責任)

現時点までに、移転価格課税事案に関して4件の裁判例が明らかとなっている¹。これらは次頁の図表のものであり、本稿では、取引形態又は業態から各々を、「金銭消費貸借事案」、「船舶建造請負事案」、「役務提供事案」、「電気部品製造事案」と呼ぶこととする。

この中で役務提供事案以外はいずれも納税者の敗訴となっているが、いずれの裁判例においても、課税庁にとっては今後の移転価格課税を行う上において、納税者にとっては移転価格調査等に対応する上において、非常に重要な問題が判示されている。

これらの裁判例を通じて、各々の事案における争点の中で特に重要と考える4つの項目、即ち、①独立企業間価格算定方法の優先順位(及び立証責任)、②準ずる方法(準ずる方法と同等の方法)の要件(及び立証責任)、③差異の存在と調整の程度(及び立証責任)、④独立企業間価格幅について、本稿で検討を行った。

¹ わが国で移転価格課税が行われた件数は、平成17事務年度から19事務年度(2005年7月～2008年6月)の3年間で302件となっているが、その間に相互協議の申立てが行われた件数は、わが国だけでなく相手国で行われた移転価格課税分も合わせて93件となっている。移転価格課税事案に関しては、多くの場合、租税条約上の相互協議が選択されているといわれているが、かなりの事案において相互協議の申立てが行われていないのではないかとと思われる数字となっている。移転価格課税が行われて、審査請求に進んでいる事案もあるが、訴訟で判決が出た通常の事案は、現時点で4件となっている。

1. 独立企業間価格算定方法の優先順位(及び立証責任)

租税特別措置法第66条の4第2項は、棚卸資産の販売又は購入については、基本三法(独立価格比準法、再販売価格基準法、原価基準法)を用いることができない場合に限り、基本三法に準ずる方法、政令で定める方法(利益分割法、取引単位営業利益法、取引単位営業利益法に準ずる方法)を用いることができる、棚卸資産の販売又は購入以外の取引については、基本三法と同等の方法を用いることができない場合に限り、基本三法に準ずる方法と同等の方法、政令で定める方法と同等の方法を用いることができると規定している。

基本三法(基本三法と同等の方法)と基本三法に準ずる方法及び政令で定める方法の優先順位については明記されているが、基本三法(基本三法と同等の方法)間の優先順位、

基本三法に準ずる方法と政令で定める方法との間の優先順位については明記されていない。基本的には、国外関連取引の態様等に適した最も合理的方法が用いられることになる²。

² 羽床正秀・古賀陽子共著『平成21年版 移転価格税制詳解 理論と実践ケース・スタディ』(財団法人大蔵財務協会)P.64では、「基本三法に準ずる方法及び政令で定める方法の優先順位については特に定められていないことから、より合理的方法が優先して適用されることになります」と記述している。

事案の仮称		金銭消費貸借事案	船舶建造請負事案	役務提供事案	電気部品製造事案
訴訟の状況		東京地裁	最高裁	東京高裁	大阪高裁
		平成18年10月26日	平成19年4月10日	平成20年10月30日	平成22年1月27日
		判決確定	上告棄却・不受理決定	判決確定	判決確定
課税対象取引		貸付金の受取利息	棚卸資産(輸出)	販売手数料(受取)	棚卸資産(輸出)
課税庁適用した算定方法		独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法	独立価格比準法	再販売価格基準法に準ずる方法と同等の方法	原価基準法
比較対象取引		原告が金融機関から借り入れる場合の理論上の金利指標(スプレッド)	原告が行う非関連者の船主向け輸出取引(内部比準取引)	被告が認定したシークレットコンパラブル(外部比準取引)	原告が行う台湾メーカー及び商社向け輸出取引(内部比準取引)
検討項目	① 算定方法の優先順位		○	○	
	② 準ずる方法の要件	○		○	
	③ 差異の存在と調整の要件		○		○
	④ 独立企業間価格幅		○		

この問題に対して、「船舶建造請負事案」の高松高裁は「棚卸資産の売買取引に関して独立企業間価格の算定方法には、「独立価格比準法」の他に再販売価格基準法、原価基準法及びその他の方法が認められているところ、課税庁が、これらのうちのいずれの方法を採用すべきかについては規定がなく、課税庁の判断にゆだねられているところである」としながら、更に、「独立価格比準法は、……（中略）……、理論的には最も適切かつ容易な方法であって、基本的に他の方法よりも優れているものと理解されている」とし、「控訴人から、独立企業間価格の算定につき、独立価格比準法を用いるよりも、上記の他の方法によることがより適切であり、優れているとの主張、立証もされていない。以上によれば、被控訴人が本件について独立企業間価格を算定するに当たって独立価格比準法を採用したことは相当と認めることができる」と判示している（下線は筆者）³。

前述のとおり、基本三法と他の方法との間については、基本三法を用いることができない場合に限って他の方法を用いることができると規定されていることから、「基本三法」と「準ずる方法及び政令で定めるその他の方法」との間の優先順位について課税庁の判断に委ねられているとの判示であれば、その判断には疑問がある。

基本三法間の優先順位についても「理論的には最も適切かつ容易な方法であって、基本的に他の方法よりも優れているものと理解されている」ことから、「納税者が独立価格比準法よりも他の方法によることがより適切であり、優れているとの主張・立証が必要である」と判示していることにも疑問がある。

一般的には、独立価格比準法は、個別の取引ごとの対価そのものを検証するという意味では、独立企業間価格算定

方法としては適切で、優れていると考えられているが、具体的な課税事案においては、やはり、当該課税事案に関して独立価格比準法が他の基本三法と比較してより適切であり、優れているとの主張立証責任が課税庁側にあると判示すべきではなかったかと思われる⁴。

独立企業間価格算定方法の優先順位に関して判示したもののとしては、上記のほか、もう一つ、「役務提供事案」がある。当事案は、基本三法に準ずる方法と同等の方法（当事案では、再販売価格基準法に準ずる方法と同等の方法）を適用して課税処分を行っているが、その場合には、棚卸資産の購入・販売以外の取引に優先適用される「基本三法と同等の方法」を用いることができないことを課税庁が立証しなくてはならないか否かが争われた事案である。

東京地裁は、課税庁である「Yは、課税処分の取消訴訟において、所得の存在について主張立証責任を負うものであるから、租税特別措置法66条の4の第2項2号柱書き所定の基本三法と同等の方法を用いることができない場合にあたることについても、立証責任を負うものというべきである」と判示している（下線は筆者）。その上で、「課税庁が合理的な調査を尽くしたにもかかわらず、基本三法と同等の方法を用いることができないことについて主張立証をした場合には、基本三法と同等の方法を用いることができないことが事実上推定され、納税者側において、基本三法と同等の方法を用いることができることについて、具体的に主張立証する必要があるものと解するのが相当である」と判示している（下線は筆者）。

³ 今村隆教授は、船舶建造請負事案の控訴審判決と同旨の地裁判決に関して、「基本三法によっている場合には、それよりも、より適切であり優れているとの主張・立証を納税者側ですべきである」ということで、基本三法同士の争い、あるいは、基本三法とその他の方法の争いについての立証責任について判示しています」と解説している（租税研究2009・5、P.251）。

⁴ 北村導人弁護士は、船舶建造請負事案の控訴審判決に関して、「問題は、判示が、納税者側に他の算定方法が適切であり、優れていることの主張・立証を求めていることである。複数の算定方法のうちどの算定方法を採用するのかの決定に当たって、算定方法選択の適切性又は当該選定した算定方法が他の算定方法より優位であることも重要な要素であることを認めるのであれば、課税庁側においてこれらの要素につき十分に主張・立証がなされているのを分析・検討すべきであり、これを十分にせず、納税者側において他の算定方法の主張・立証がないことをもって、課税庁側が選択した算定方法を正当化する、又は追認するような判示は実質的に課税庁側の自由裁量を認めるに等しい。……（中略）……税務訴訟である以上、課税根拠事実である独立企業間価格の算定方法及び

その算定方法に基づく価格の客観的証明責任は課税庁側に課せられているものと考えられ、本来はCUP法の適用が適切であることに付き納税者が真偽不明（ノン・リケット）の状態に持ち込めば、課税庁の証明責任は果たされていないことになり、現処分は取り消されるはずである。このような考え方に照らして見ると、判示が算定方法の適切性・優位性につき当事者間の事実上の『証明の必要』の変動を示したにすぎないということであればよいが、裁判所が納税者側の『立証』という文言を用いていることから（a）本証と反証の証明度の程度の差についての一般的な理論とは異なる理論を選択し、課税庁の選択した算定方法の適切性・優位性に対する反証につき、納税者側が本証の程度まで達する証明度をもって証明しなければならないことを意味するのか、又は（b）さらに進んで、算定方法につき客観的証明責任が納税者側に移行するということの意味しているということであれば、裁判所は従前の伝統的な証明責任論から乖離した結論を取っており、問題であるといわざるを得ない」と述べている（税務事例（Vol.40 No.11）2008・11、P.41）。

課税庁が合理的な調査を尽くしたことに關して、東京地裁は、課税庁が同種の販売業者に關する情報収集、販売促進等の役務提供取引に關する調査、データベースからの役務提供取引の調査等をしたと認定した上で、基本三法と同等の方法を用いることができないことが事実上推定されると判断している。基本三法と同等の方法を用いることができないことの主張立証責任を課税庁が負うとしながら、合理的な調査を尽くしたにもかかわらず、基本三法と同等の方法を用いることができないことについて主張立証をした場合には、基本三法と同等の方法を用いることができないことが事実上推定されるとしているが、どの程度まで、基本三法を用いることができないことを主張立証する必要があるのかについて曖昧さが残る判決ではないかと思われる。課税庁側がどこまで主張立証すれば事実上推定されるのか、そして、その場合、納税者側が基本三法を用いることができることを、具体的に主張立証しなくてはならないのか、この意味するところは、客観的立証責任が納税者側に移行するともとれる判示であるだけに、今後議論を残すことになると考えられる⁵。

米国は、1988年10月に「移転価格税制の見直しに關する白書」(いわゆるホワイト・ペーパー)を公表したが、その中で、「独立価格比準法を第一順位に残すことは理論的に正当な理由があるが、再販売価格基準法を原価基準法に、また、再販売価格基準法、原価基準法を第四の方法よりも優先適用する理由はないと思われる。むしろ、最善の資料が入手でき、かつ、調整項目が最も少ない方法が適用されるべきである」と提案した。

これを受けて、1992年に発表した規則案は、「独立価格比準法は最も高い優先順位を有するが、第二優先順位が与えられるのは、再販売価格基準法のみではなく、再販売価格基準法又は原価基準法の双方である。二つの方法のうちいずれを優先して適用するかについては、その状況においてより正確

に独立企業間価格を得ることができる方法とされ、いずれの方法によった場合でも、その価格が比較対象利益幅の内に収まるような営業利益率を生じさせなければならない」とするものであった。この規則案は、内国歳入庁(IRS)に対しても、納税者に対しても、低い優先順位にある方法を適用する前により高い優先順位の方法が適用不可能であることを示すことを要求していなかった。

そして、1993年に発表された暫定規則では、更に一歩進めて、いわゆる最適方法ルールが採用され、形式的な算定方法の優先順位を放棄した。最適方法ルールは、「関連者間取引の独立企業間実績値は、事実と状況の下で独立企業間実績値の最も信頼性の高い尺度を提供する方法により決定されなくてはならない。したがって、方法には厳密な優先順位はなく、また、いずれの方法についても、他の方法よりも信頼性があると一律に考えることはしない」との考え方に基づいて、「最も信頼性の高い尺度を提供する方法」を適用する方向に変更された。

この「最も信頼性の高い尺度を提供する方法」について、財務省規則は、「二つ以上の方法のうち、いずれの方法が独立企業間実績値の最も信頼性の高い尺度を提供するかの決定に当たり考慮すべき二つの主要な要因は、関連者間取引と非関連者間取引との比較可能性の程度並びに分析に使用されるデータ及び推定の質である」として、比較可能性、データ及び推定の質について詳細に規定した(下線は筆者)。現行の財務省規則もこの考え方を踏襲している(財務省規則1.482-1(c))。

上記2判決の内容を受けて、今後とも、わが国は、「基本三法優先」の考え方を維持するのか、米国の財務省規則の方向に行くのか注目されるところである。ただし、「基本三法優先」を維持しながら課税庁側の主張立証責任が曖昧なままにされることは避けるべきであると考えられる。

⁵ 今村隆教授は、役務提供事案の地裁判決に關して「基本三法の優先適用に關するわが国の規定は、基本三法とその他の方法が争いとなったときに、基本三法の方が比較可能性が高いことを法律上擬制するものであり、基本三法間で算定方法の優劣が争いになったときは、比較可能性の高いことの立証が必要であるのに対し、基本三法とその他の方法の優劣の争いになったときには、基本三法の方が比較可能性が高いことの立証の必要性はなく、常に基本三法が優先することの趣旨と考えるべきであり、これ以上の意味を持たせる必要はない」との考え方を示している。また、「基本三法を適用するに当たっての比較対象取引を見出せないということの立証責任があるかどうかという問題です。そこが真偽不明になったときに、国を勝たせるのか納税者を勝たせるのかという問題なのです。もちろん行為規範としてはできる限り基本三法が使えないかということで比較対象取引を見出すように努力すべきだと思います。その問題と、客観的立証責任の問題は違っていて、客観的立証責任はあくまでも真偽不明になった

ときにどちらを勝たせるかだけの問題です。……(中略)……。この点、東京地裁は、事実上の推定ということで、国に『用いることができないこと』の立証責任はあるとしつつ、しかし、国の方で一生懸命やったら、合理的な調査を尽くしたということを主張・立証した場合には、事実上推定されると。これはあくまでも客観的立証責任ではなくて主観的立証責任と言われるものですが、事実上推定されて、こんどは納税者側が、その点、反証しなくてはならない責任を負うということを判示しています」と述べている(前掲注3、P.261)。北村導人弁護士は、役務提供事案の地裁判決に關して、「当該判示は、課税庁が合理的な調査を尽くしたことにつき立証することにより、基本三法に準ずる方法と同等の方法の前提となる、基本三法と同等の方法を用いることの可否に關する主張立証責任を、課税庁から納税者に事実上転換していると考えられ、納税者としてはこの点には十分留意する必要がある」と指摘している(税務事例(Vol.41No.1)2009-1、P.45)。

2. 準ずる方法(準ずる方法と同等の方法)の要件(及び立証責任)

「準ずる方法」については、租税特別措置法第66条の4では当該方法に係る具体的な内容が規定されていないが、従来から、「個々の取引の態様等によって基本三法をそのまま適用できない場合には、これらの方法の考え方に準拠した合理的な方法」が適用可能であると考えられていた⁶。

この点、「役務提供事案」において、東京高裁は、「租税特別措置法66条の4第2項第2号口は、棚卸資産の販売又は購入以外の取引について、基本三法に準ずる方法と同等の方法により独立企業間価格を算定できる旨規定しているところ、この「準ずる方法」とは、①取引内容に適合し、かつ、②基本三法の考え方から乖離しない合理的な方法をいうものと解するのが相当であり、また、「同等の方法」とは、それぞれの取引の類型に応じて、基本三法と同様の考え方に基づく算定方法を意味するものであると解されるから、結局、「基本三法に準ずる方法と同等の方法」とは、棚卸資産の販売又は購入以外の取引において、それぞれの取引の類型に応じ、取引内容に適合し、かつ、基本三法の考え方から乖離しない合理的な方法をいうものと解するのが相当である」と判示し、この点に関する主張立証責任について、「本件算定方法が租税特別措置法66条の4第2項第2号口所定の再販売価格基準法に準ずる方法と同等の方法に当たることは、課税根拠事実ないし租税債権発生の特典事実に該当するから、上記事実については、処分行政庁において主張立証責任を負うべきである」としている(下線は筆者)。

その上で、「再販売価格基準法は、取引当事者の果たす機能や負担するリスクが重要視される取引であることから、本件算定方法が、取引の内容に適合し、かつ、基本三法の考え方から乖離しない合理的な方法であるか否かを判断するに

当たっても、上記の機能やリスクの観点から検討すべきものと考えられる」とし、「本件国外関連取引において控訴人が果たしている機能及び負担するリスクは、本件比較対象取引において本件比較対象法人が果たす機能及び負担するリスクと同一又は類似であるということは困難であり、他にこれを認めるに足りる証拠はない。本件算定方法は、それぞれの取引の類型に応じ、本件国外関連取引の内容に適合し、かつ、基本三法の考え方から乖離しない合理的な方法とはいえないものといわざるを得ない」として納税者の勝訴となった。

当判決は、「基本三法に準ずる方法」について、明確に、①取引内容に適合し、②基本三法の考え方から乖離しない合理的な方法であると述べている。基本三法に準ずる方法が許容される範囲については、基本三法を用いることができないければ、基本三法に準ずる方法又はその他政令で定める方法(利益分割法、取引単位営業利益法、取引単位営業利益法に準ずる方法)を用いることになるので、基本三法に準ずる方法とその他政令で定める方法のいずれが取引内容に適合した方法であるのかの比較衡量が必要になると思われる。

当判決は、基本三法に準ずる方法とその他政令で定める方法の適用順位に関する判断はなされていない。課税処分が基本三法に準ずる方法に当たらないと判断したことから、そこまでの議論は必要なかったのかもしれない。

また、当判決は、独立企業間価格の算定方法として基本三法に準ずる方法を適用する局面として、比較可能性を緩和する場合等も含めて広く解釈すべきであるとの考え方を否定し厳格に解釈しているといえる。

⁶ 『平成21年版 移転価格税制詳解 理論と実践ケース・スタディ』P.423では「準ずる方法については、措置法又は措置法施行令は具体的に定めていませんが、個々の取引の態様等によって基本三法又は取引単位営業利益法をそのまま適用できない場合には、これらの方法の考え方に準拠した合理的な方法であれば採用できることを明らかにしているものと思われます」と記述している。

基本三法に準ずる方法を狭く考えるのか広く考えるのかは、準ずる方法が適用できない場合にはその他政令で定める方法を適用することになるので、いずれの方法が取引内容に適合しているのかを慎重に考える必要があったのではないかと思われる⁷。

更に、当判決は、「基本三法に準ずる方法」に当たることの主張立証責任に関して判示しているが、この考え方によると、当然のこととして、その他政令で定める方法を適用する場合においても、これらの方法に当たることの主張立証責任は課税庁側が負うことになる。

基本三法に準ずる方法の適用に関して争われたものとしては、上記のほか、もう一つ、「金銭消費貸借事案」がある。当事案は、実在しない理論上の取引を比較対象取引とすることができるか否かが争われたものである。

東京地裁は、「措置法66条の4第2項の規定は、国外関連取引と比較可能な非関連者間の取引が実在する場合には、同項1号イ及び2号イにより、当該実在の取引を比較対象取引とすることを原則とするが、そのような取引が実在しない場合において、市場価格等の客観的かつ現実的な指標により国外関連取引と比較可能な取引を想定することができるときは、そのような仮想取引を比較対象取引として独立企業間価格の算定を行うことも、同項1号二の「準ずる方法」及び同項2号のこれと「同等の方法」として許容する趣旨と解するのが相当である」と判示している(下線は筆者)。

主張立証責任については、「課税庁側の主張する独立企業間価格の算定方法が措置法66条の4第2項の規定に適合し、これにより算出される独立企業間価格の数値にも合理性が認められる場合には、これよりも優れた算定方法が存在し、算出される数値にもより高い合理性が認められることについての主張立証がない限り、課税庁側の主張する独立企業間価格に基づく課税について、これを違法ということはできないものというべきである」と判示した(下線は筆者)。

⁷ 北村導人弁護士は、金銭消費貸借事案の地裁判決に関して、「裁判例は、措置法66条の4第2項2号ロは、『準ずる方法』として、『基本三法の考え方から乖離しない限度で合理的な方法を用いることができることを定め』ているとして、その規定内容は明らかであるとするが、少なくとも法の解釈・適用の場面においては、納税者の法的安定性及び予測可能性の観点から、『基本三法の考え方から乖離しない限度で合理的な方法』の解釈・適用を慎重に行うべきである。特に、『基本三法の考え方から乖離しない限度で合理的』であるかどうかという基準自体が曖昧であり、裁判所はこの『基本三法の考え方から乖離しない』かどうか、『合理的』であるかどうかという基準を緩く解することになれば、結果的に課税庁の恣意的な算定方法の選定を許すことになりかねない」と指摘している(税務事例(Vol.40 No.12)2008・12、P.37)。

当判決は、「市場価格等の客観的かつ現実的な指標が想定できる場合には、当該仮想取引を比較対象取引とすることができ、当該仮想取引を比較対象取引とすることは『準ずる方法』として許容される」としている。客観的かつ現実的な指標とはどの範囲のことを指しているのか、経済理論的に算定される指標であれば比較対象取引とすることができるのかという考え方であればかなり広い範囲を指すこととなり、独立企業間価格と乖離するおそれがある。

この点、当判決は、「例えば原油、農産物等の取引市場で売買される商品(棚卸資産)の場合には、市場価格が存在し、その市場価格によって、市場に参加する不特定多数の非関連者間で現実に売買取引が成立し、又は成立し得るのであるから、そのような市場価格を基礎とする取引を想定して比較対象取引とすることも、実在する非関連者間の取引を比較対象取引とする方法に準ずる方法として、有用かつ相当なものと認めることができる」として、市場に参加する不特定多数の非関連者間で現実に売買取引が成立し、又は成立し得る場合に限定していることに留意が必要である。

特に、算定方法が租税特別措置法第66条の4第2項に適合し、算定される数値も合理的であれば、納税者側がこれよりも優れた算定方法が存在し、算定される数値にもより高い合理性があることを主張立証しなくてはならないとされていることから仮想取引を比較対象取引として適用することは限定的に考えるべきであると思われる。

一方、今村隆教授は、役務提供事案の高裁判決に関して、「高裁の判断方法だと、法形式が役務提供であれば、たとえ経済実質が売主であったとしても、今言った乖離性は、これは絶対存在するわけですから、法形式が役務提供である以上、実質的に経済実質が売主であったとしても、高裁の判断だと、再販売基準法は絶対適用できないということになります。それはちょっとおかしいのではないかと『準ずる方法』というのをあまりに狭く解されているのではないかと思います」と述べている(前掲注3、P.267)。

Contact

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人

移転価格部

羽床 正秀	顧問		
別所 徹弥	パートナー	+81 3 3506 3036	tetsuya.bessho@jp.ey.com
佐藤 雅弘	ディレクター	+81 52 588 8855(名古屋)	masahiro.sato@jp.ey.com

移転価格部では、日本における移転価格税務調査を含む税務当局対応、事前確認取得支援等において数々の実績を有し、以下のサービスを提供しております。

- ▶ 移転価格税務調査対応・相互協議対応
- ▶ 事前確認取得サポート
- ▶ グループ移転価格ポリシーの構築支援
- ▶ 移転価格文書化
- ▶ 移転価格リスク分析
- ▶ TESCO (Tax Effective Supply Chain Management) における移転価格ソリューションサービス

本記事全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人
コーポレート・コミュニケーション部 Tax.Marketing@jp.ey.com

Ernst & Young

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、アシュアランス、税務、トランザクション・アドバイザリー・サービスなどの分野におけるリーダーとして、全世界の14万4千人の構成員が、共通のバリュー（価値観）に基づいて、品質の高いサービス提供を行っています。私どもは、クライアント、構成員、そして社会を支援し、各サービス分野において、皆様の可能性の実現を追求し、プラスの変化をもたらすよう支援します。

「アーンスト・アンド・ヤング」とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームで構成されるグローバル・ネットワークを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、www.ey.comにて紹介しています。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人について

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人は、長年にわたり培ってきた経験と国際ネットワークを駆使し、常にクライアントと協力して質の高いグローバルなサービスを提供しております。企業のニーズに即応すべく、国際税務、M&A、組織再編や移転価格などをはじめ、税務アドバイザリー・税務コンプライアンスの専門家集団として質の高いサービスを提供しております。詳しくは、www.eytax.jpにて紹介しています。

©2010 Ernst & Young Shinnihon Tax
All Rights Reserved.

EYTAX SCORE CC20100629-1

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等はいしなひください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人を含むアーンスト・アンド・ヤングの他のいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。